



令和4年(ワ)第30091号 損害賠償等請求事件

原告ら 一般社団法人 Colabo 外1名

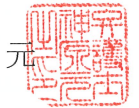
被告 水原 清晃

意見陳述書

2024年4月16日

東京地方裁判所 民事第4部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 神 原



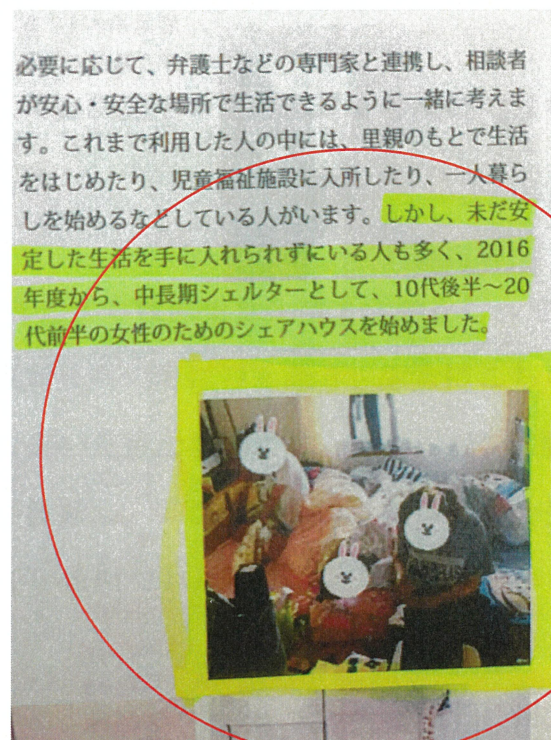
では、代理人の神原より本件事案のポイントを三点に絞って申し上げます。

第一は、本件名誉毀損を行った被告の動機ないし目的です。この点、被告は、原告仁藤が漫画のキャラクターを批判したことに反発し、「二度と作品を燃やしませんって詫び入れたら俺はそこで手を止めます」(甲10)とか、「共産党が税金吸ってようが興味ねえ(略)作品を燃やすやつだからやってるだけだ」(甲68)とか、「自分の趣味をおびやかす人がいるということは、その一点において戦う理由にな(る)」(甲54)等と述べています。

そうすると、被告の、真の、そして唯一の目的は、自分の趣味である漫画を守ることであり、それ以外にないのであります。しかし、自分の趣味を守るためにデマを流す、このような利己的かつ不当な動機に、公益目的を認める余地など微塵もない、と言わざるを得ません。

第二は、原告 Colabo が少女たちを、タコ部屋、すなわち、1LDKの3人部屋に住ませたという、本件デマの内容です。被告はその証拠として、タコ部屋だと称する写真を多数、ブログ等にアップしています。

ここで重要な証拠は甲14号証の活動報告書です。被告は、活動報告書の「一時シェルター」のページから写真を切り取り、あたかも「中長期シェルター」の写真であるかのように見える画像を作出し、読者に提示しました。しかし、「一時シェルター」と「中長期シェルター」は別の施設ですから、これは明らかなデマであります。それだけではありません。被告は該当ページを表題も含めその全体を見ているのですから、この写真は「中長期シェルター」の写真ではなく、「一時シェルター」の写真であることを知っています。したがって、被告は、「中長期シェルター」がタコ部屋のような狭い部屋ではないことを、当然、知っていたのであります。



(元の記事 甲14、7頁)

切り取られた部分

このことは何を意味するか。ここから言えることは、被告はタコ部屋云々のデマがデマであることを知りつつ、あえてデマを流した、ということであります。被告が相当性の立証をしないのはこのためと考えられます。そうすると、本件は、故意による悪質な名誉毀損事案であるということになります。

第三に、本件は、誹謗中傷によって収益を上げるという、悪質な誹謗中傷ビジネスの結果

であるということです。

被告は、「ぶっちゃけ Colabo からどんな名目で訴訟がきても、訴額以上に N o t e と Y o u T u b e で稼ぐ自信があるのでむしろお金払うので訴えてくださいレベル」(甲 8 0 号証)と述べ、「Colabo と闘う」と称して約 1 億 5 0 0 0 万円ものカンパを集め(甲 1 0 3)、訴状その他本件の訴訟資料を販売する等し(甲 8 3)、莫大な収益を上げています。被告は、裁判で負けてもよいと考えていることから、裁判所の呼び出しに応じないだけでなく、尋問当日にインターネットに膨大な投稿を行い、さらに収益をあげているのです(甲 9 3、甲 1 0 0、甲 1 0 6)。

これは、もはや裁判所に対する挑戦であり、司法制度そのものに対する挑戦ではないでしょうか。

原告 Colabo は虐待や性暴力の被害を逃れてきた 1 0 代の少女を救う活動を行っています。とりわけアウトリーチ活動は、危険な夜の歌舞伎町の町に自ら赴き、少女にこちらから声をかけていくという、非常に重要で公益性の高い貴重な業務です。ところが、仁藤尋問で立証したとおり、被告のデマの影響で寄付が激減し、アウトリーチ活動は妨害を受け、事業の存続そのものが危ぶまれる状況になっているのであります。

自分の趣味を守るだけの目的で、デマをデマだと知りつつあえてデマを流し、判決で認められる賠償額以上の金銭をインターネットで稼ぐ。このようビジネスモデルが、原告 Colabo の公益的な事業の存続を脅かすだけでなく、法秩序そのものをも脅かすものであります。

被告に対しては、相当厳しい判決をもって対処しなければなりません。裁判所におかれては、どうか思い切った判決を下してくださいますようお願いし、私からの意見とさせていただきます。

以上